

## 第 30 回

角田市農業委員会総会議事録

令和7年11月25日

## 第30回角田市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和7年11月25日(火) 午後1時30分～午後3時45分

2. 場 所 角田市役所 301会議室

### 3. 議事日程

- |    |         |                          |
|----|---------|--------------------------|
| 第1 | 報告第57   | 合意解約について                 |
| 第2 | 報告第58   | 農地形質変更届出について             |
| 第3 | 第148号議案 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  |
| 第4 | 第149号議案 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  |
| 第5 | 第150号議案 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  |
| 第6 | 第151号議案 | 非農地証明願いについて              |
| 第7 | 第152号議案 | 農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について |
| 第8 | 第153号議案 | 角田農用振興地域整備計画の変更について      |

### 4. 出席委員 (13名)

1番	阿部 實	2番	笹森 裕市	3番	山本 重人	4番	阿部 和郎
5番	加藤 隆	6番	星 政広	7番	加藤 久子	9番	熊谷 繁寿
10番	穴戸 明美	11番	遠藤 信悦	12番	堀米 一郎	13番	佐藤進一郎
15番	遠藤 裕一						

### 5. 欠席委員 (2名)

8番 森 富夫 14番 小丸 等

### 6. 説明等のための出席者 (9名)

農地利用最適化推進委員

佐藤 裕貴 柄目 利徳 渡邊 菊男 黒田 栄喜  
今野林一郎

事務局

局長 加藤 満 次長 佐藤 秀和 主幹 藤巻 和広 主査 齋藤 茜

### 7. 議事参与を制限された委員 (1名)

10番 穴戸 明美 第148号議案 13番

議 事

議 長

ただいまから第30回角田市農業委員会総会を開会いたします。  
本日は、8番森 富夫委員、14番小丸 等委員から欠席の届出が  
ございました。

本日の出席委員は、13名でございます。

(会長あいさつ)

(加藤局長より前回総会後から次回総会までの経過・予定報告)  
議事に入る前に、議事録署名委員の指名ですけれども、私の方  
から指名してよろしいですか。

(「はい」の声あり。)

それでは、議事録署名委員に6番星 政広委員、7番加藤 久子  
委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議 長

それでは報告に入ります。

報告第57 合意解約について

農地法第18条第6項の規定による通知があったので下記のとおり  
報告する。

令和7年11月25日報告 角田市農業委員会 会長 遠藤裕一

以後、年月日、報告者名及び提出者名の読み上げを省略いたしま  
す。

事務局の説明をお願いします。

齋藤主査

議 長

(報告事項朗読説明)

説明は、終わりました。質問はございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、次に移ります。

報告第58 農地形質変更届出について

角田市農地形質変更届出指導要綱第4による農地形質変更届出書  
の提出があったので下記のとおり報告する。

事務局の説明をお願いします。

藤巻係長

議 長

(報告事項朗読説明)

説明は、終わりました。質問はございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、報告を終わります。

続きまして、議案の審議に入ります。

第148号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
を議題といたします。

譲渡人 角田市 字 [ ] [ ] [ ]

譲受人 角田市 字 [ ] [ ] [ ]

外22件より、頭書の規定による所有権移転及び賃貸借権設定の許可  
申請があったので許可、不許可を決定するものとする。

関係者がおりますので、13番を除き事務局の説明をお願いいたし

ます。

齋藤主查  
議長

(議案事項朗読説明)

説明が終わりました。現地確認をいただいております。

1番を佐藤裕貴農地利用最適化推進委員、2番、3番、4番を柄目利徳農地利用最適化推進委員、3番、4番の花島の部分を事務局、5番、6番、7番を事務局、8番を渡邊菊男農地利用最適化推進委員、9番、10番を黒田栄喜農地利用最適化推進委員、10番の佐倉分を事務局、11番、12番、13番を事務局、14番、15番、16番を今野林一郎農地利用最適化推進委員、17番、18番、19番、20番を柄目利徳農地利用最適化推進委員、20番の梶賀分を黒田栄喜農地利用最適化推進委員、21番を柄目利徳農地利用最適化推進委員、21番の佐倉分、22番、23番を黒田栄喜農地利用最適化推進委員にお願いします。

それでは、1番からお願いいたします。

佐藤裕貴  
推進委員

はい。1番の現地調査について報告いたします。

確認日は、11月20日の16時頃。

場所は、阿武隈急行線と大沼堤防の間、南から2本目の通りの5枚目になります。こちらは、合筆されて1筆になっている田で、従来から譲受人が耕作しておりまして、権利取得することには、問題ないものと考えます。

以上で報告を終わります。

議長

はい。ご苦労さまでした。

それでは、2番、3番、4番を柄目利徳農地利用最適化推進委員からお願いします。

柄目利徳  
推進委員

2番ですが、11月20日の13時頃、現地確認しました。

場所は、          の          の北側の田です。

排水は、あまり良くありません。地域との調和要件については、ほぼ問題ないというふうに見てきました。

3番ですが、場所は、          のすぐ脇の田です。

排水も良好ですので、問題はないというふうに見てきました。

4番についてです。

場所は、          から西に行く道路があるんですが、そこから100mぐらい西に行ったところの田で、基盤整備されている場所なので、排水も良好ですので、問題はないというふうに見てきました。

議長

はい。大変ご苦労さまでした。

それでは、3番の花島の分などと4番までの事務局の方でお願いをいたします。

齋藤主查

はい。

3番の花島分、岡分の現地調査について、ご報告いたします。

確認日は、11月15日の午前9時頃に、馬場紀夫農地利用最適化推進委員にさせていただきました。

田については、作付け、刈り取りがされており、管理は適切に行われているようです。

畑については、保全管理状態となっており、地域との調和要件について、特に支障ないということで報告を受けておりますので、権利取得に当たって問題ないものと思われま

続きまして、4番の花島分になります。

場所は、[ ]の近くの農地となっております。

田であります。耕作されておらず、雑草が生えていたということで、譲渡することによって、今後は適切な管理となることと思われま

す。地域との調和要件について、特に支障ありませんので、権利取得に当たって問題ないものと思われま

報告を終わります。

続いて、5番、6番、7番を事務局の方でお願いいたします。

はい。5番についてです。

確認日は、11月25日の午前8時半頃、門馬明子農地利用最適化推進委員に現地確認をしていただいております。

現状は、綺麗に整備されておりました。また、譲受人の近くにあるということだったので、管理をするにはとてもしやすい場所であり、地域との調和要件についても問題はないということで報告を受けております。

続きまして6番です。

確認日は、11月18日の午前9時頃に現地確認を斎藤巧一農地利用最適化推進委員にいただきました。

[ ]の田については、[ ]から北に500mほど進んだ場所になります。

次の[ ]については、[ ]の斜め向かいのすぐ近くの田になります。

こちら[ ]は、[ ]のすぐ近くの田になります。

いずれも、作付け、刈り取りがされており、適切に管理されており、地域との調和要件については特に支障ないということで報告を受けておりますので、権利取得にあたっては、問題ないものと思われま

7番です。

確認日は11月15日の午前9時頃に、佐藤清彦農地利用最適化推進委員にさせていただいております。

こちらも田であり、作付け、刈り取りがされており、適切に管理されており、地域との調和要件については、特に支障はありませんので、権利取得にあたって、問題ないものと思われま

以上です。

はい。ありがとうございました。

議長  
齋藤 主 査

議長  
長

それでは、8番を渡邊菊男農地利用最適化推進委員からお願いをいたします。

渡邊菊男

確認は、11月16日の午前9時15分頃です。

場所は、[ ]にある[ ]から西に約500mのところにある田になります。狭い田ですけれども、耕作されておりまして地域との調和要件については、特に支障はありませんので、権利取得にあたって、問題ないものと思われまます。

皆様方のご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

議長

はい。ご苦労さまでした。

続きまして、9番、10番を黒田栄喜農地利用最適化推進委員にお願ひいたします。

黒田栄喜  
推進委員

現地確認は、11月20日の他のところも含めて、8時から10時にかけて行いました。

9番についてです。

[ ]は、[ ]から北に約100m、東に約100m行ったところ  
です。

[ ]については、[ ]から東に約100m行ったところは、  
田となっていたんですけれども、現在は、耕作放棄地のような状態  
になっています。

[ ]については、[ ]から北に約200m、西150mぐらい  
行った田で、基本的には、周辺が田として活用されていて、今年も  
管理されていました。

10番についてです。

[ ]については、[ ]から西へ約1.5km行ったところの  
田で、今年も、綺麗に管理されておりました。

いずれも周囲との問題はないんじゃないかというところ  
です。

議長

はい。ありがとうございました。

続きまして、10番の佐倉分を事務局からお願ひ  
します。

齋藤主査

はい。

現地調査について、ご報告いたします。

確認日は、11月14日の午前11時10分頃、牛澤初雄農地利用最適化  
推進委員に現地確認をしていただきました。

こちらの場所は、登記簿上は田になっているんですが、現況は、  
畑になっておりまして、大豆の収穫が終わった状態です。

地域との調和要件について、特に支障ありませんので、権利取得  
にあたって問題ないものと思われまます。

以上で報告を終わります。

議長

はい。続いて、11番、12番を事務局からお願ひ  
いたします。

齋藤主査

はい。11番について、報告いたします。

確認日は、11月18日の午前9時20分頃に現地確認を馬場紀夫農地

利用最適化推進委員にいただきました。

田については、作付け、刈り取りがされており、適切に管理されているようです。

畑については、保安全管理状態となっています。

地域との調和要件については、特に支障ありませんということで報告を受けておりますので、権利取得に当たって問題ないものと思われま

続きます。12番です。

確認日は、11月15日の午後3時頃に馬場紀夫農地利用最適化推進委員にいただきました。

場所は、                    の近くの農地になります。田であり、作付け、刈り取りはされており、適切に管理されているようです。地域との調和要件について、特に支障ありませんので、権利取得に当たって問題ないものと思われま

以上になります。

議 長

はい。14番、15番、16番を今野林一郎農地利用最適化推進委員にお願いいたします。

今野林一郎  
推進委員

はい。報告します。

確認日は、11月15日の午後から現地を確認いたしました。

14番は、                    から県道を挟んで向かいの場所でございます。

現地は、堆肥が全面散布されていて、将来、作付するものと思われま

続いて15番です。

“                    から東に300mぐらい行ったところ

今年も作付けされておりましたので、特に支障はないものと思われま

それから16番です。

“                    から東に1kmぐらい行って、今度は、南に200m行った堤防沿いの田

今年の秋まで私が作付していたしましたので、何も問題ないものと思われま

以上です。

議 長

はい。ご苦労さまでした。

それでは、17番、18番、19番、20番、21番を柄目利徳農地利用最適化推進委員からお願いいたします。

柄目利徳  
推進委員

はい。では17番について報告します。

調査日は、11月21日の午後1時半頃でした。

                    から南に約500~600m離れた場所にある田

雑草は出ていましたが、特に問題になるようなものはありません

18番になります。

ここも排水はあんまり良いとは言えません。機械が時々刺さるっ  
ということでしたが、特に問題はないと思われます。

19番になります。

11月11日の2時半頃確認をしました。

田でありまして、排水はあまり良くなく、地域との調和要件も問  
題なしと見てきました。

20番、21番の角田分です。

確認日は、同じく21日の2時半過ぎでした。

場所は、[ ]の北にある田になります。排水は良くないところ  
です。

地域との調和要件とか、全く問題ないと思って見てきました。

高畑南については、[ ]の東側に[ ]があるんですけど  
も[ ]のちょっと西側になります。排水も地域との調和要件も  
問題ないところです。以上です。

議 長

続きまして、20番の梶賀分、21番の梶賀分、22番、23番を黒田栄  
喜農地利用最適化推進委員、よろしく願いいたします。

黒田栄喜  
推進委員

20番です。11月20日に現地調査を行いました。

[ ]については、[ ]から北に200mぐらいところ地目  
は、田になっているんですけども、現状は、畑として管理されて  
おり、野菜が栽培されていました。

南田の場所は、[ ]から、西に500mぐらい行ったところの田  
です。適切に管理されていました。

21番の[ ]です。

場所は、[ ]から南西に約100m行ったところにある田です。  
ここも田として適切に管理されています。

次に東については、場所は、[ ]の北側の田であります。適  
切に管理されており、特に問題はないものと思われます。

22番です。

まず[ ]の場所ですが、[ ]から南に250m行った田にな  
ります。現況は、畔を無くし大きな田んぼとしていいますので、使い  
やすいような状態で管理されています。

[ ]については、[ ]の場所から西に約370mにある田、  
[ ]については、[ ]の場所から北東に約180mにある田で  
す。どちらも適切に管理されておりました。

23番です。

[ ]にある[ ]から東に約100m行った田になります。適  
切に管理されており、特に問題はないものと思われます。

議 長

はい。ご苦労様でした。

関係者分を除いて、現地確認の報告が終わりました。

質疑に入ります。

何かご質問ございませんか。

(「はい」の声あり。)

はい。阿部 實委員。

阿部 實  
委員  
齋藤 主  
査

中間管理機構での予算がないため、農地法第3条の申請をしているということですが、どういうことなのか。

事務局から。

はい。中間管理事業の方で売買する際に、どうしてもみやぎ農業振興公社を経由する必要がある。

みやぎ農業振興公社の方で売買するための予算は、年度初めから想定よりもかなり多くの件数を申請いただいていたというところで、見込みを大幅に超えて予算が消化されてしまったという状況でありまして、今年度分については終わってしまったというような形になります。

阿部 實  
委員  
齋藤 主  
査

こういうことがあると、中間管理機構に対する不信感が出てくると思われるので、問題なのではないでしょうか。

そうですね。窓口では、これから解約をして農地を売買するのであれば、新年度に入ってから売買した方が、場合によっては、農業者の方にとって、得になる場合もあるよというご説明はさせていただいております。

しかし、来年作までには手続きを済ませておきたいという部分もあったりして、農地法3条の申請があれば、進めていくっていうような形になっているところです。

阿部 實  
委員  
加藤 局  
長

困るね。予算がないから駄目だと言われると。

加藤局長から。

補足ですけど、売買すると、売った側で売買代金が収入に入るところで、経営基盤強化法だと800万円まで控除となり、収入にならなかった部分があったのですが、農地法の3条申請では、収入として見なされるというところで、大きい違いが出てくるというところです。

議 長

中間管理機構の予算がかなり少なく早い者勝ちのようなものであったので、できれば年度初めに、きちっと分かっておられるのであれば、早めに中間管理機構の方に申請を出すというような形をとらないと予算が増えないと、なかなか今までのような対応ができないということのようです。

はい。阿部和郎委員。

阿部 和  
委員  
齋藤 局  
長

補正予算を組んでもらって実施してもらおうということとはできないのか。

要望はしているんですけども、予算の決定は中間管理機構なので難しいようです。

事務局の方からも、予算増額に向けて県の方にも繋いでいただきたいと思います。

よろしいですか。他にございませんか。

(「はい」の声あり。)

佐藤裕貴農地利用最適化推進委員。

佐藤裕貴  
推進委員

15番の譲受人について、何か詳しい情報があれば教えていただきたいと思います。

農業されている方なのかちょっと気になったものですから。お願いします。

今野林一郎  
推進委員

■■■■の方で、■■■■の方です。

今から農業に力を入れてみようという意気込みがあるようであります。

譲渡人とは同じクラスだったという間柄で売買が成立したみたいで。管理はきちっとしていますので、問題ないと思います。

議長

他に質問はございませんか。

(「はい」の声あり。)

山本重人委員。

山本重人  
委員  
齋藤主査

5番について、以前太陽光発電設備の転用申請があった場所の気がしたんですが、確認をお願いいたします。

今回の申請地は、以前太陽光発電設備の転用申請があった隣の土地となります。

議長

他に何かご質問ございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、お諮りいたします。

関係者分を除いて、許可することで、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしということで、第148号議案について、関係者分を除いて許可することに決定いたしました。

それでは、宍戸明美委員退室をお願いします。

13番について審議します。

事務局の説明をお願いします。

齋藤主査  
議長

(議案事項朗読説明)

説明が終わりました。

現地確認をしていただいております。

事務局からお願いいたします。

齋藤主査

確認日は、11月15日の午後3時頃に現地確認を馬場紀夫農地利用最適化推進委員にさせていただきました。

場所は、■■■■の近くの農地になります。

登記簿上は、田となっているんですが、現状は、畑となっております。保全管理状態となっております。

地域との調和要件についても、特に支障ないということで報告を受けておりますので、権利の取得にあたっては問題ないものと思われれます。

議 長

以上で報告を終わります。

はい。ご苦勞様でした。

現地確認の報告が終わりました。

質疑に入ります。

何かご質問ございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、お諮りいたします。

許可することで、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしということで、第148号議案のうち13番について、許可することに決定いたしました。

宍戸明美委員入室してください。

それでは次に移ります。

第149号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

申請人 角田市 字

より、頭書の規定による許可申請があったので許可、不許可の意見を決定するものとする。

事務局の説明をお願いいたします。

藤 卷 係 長  
議 長

(議案事項朗読説明)

はい。ご苦勞さまでした。

現地確認をいただいております。

熊谷繁寿委員、よろしくをお願いいたします。

熊 谷 繁 寿  
委 員

11月20日の午前11時より確認しております。

確認者は、事務局から加藤局長、藤卷係長、宍戸明美委員、遠藤信悦委員、申請人と行政書士1名の合計で7名となります。

場所は、 になります。 という地区ですけれども、資材置場ということで砂利を置くようですけれども、砂の飛散を防止する対策などをするようです。

周りにも住宅はないので問題ないかと思えます。西側の田も本人の所有になりますので、支障ないかと思えます。

ご審議の程よろしく申し上げます。

以上です。

議 長

報告が終わりました。

質問ございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、お諮りいたします。

許可相当の意見を付して、宮城県知事に提出することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

はい。異議なしということで、第149号議案について、許可相当の

意見を付して、宮城県知事に提出することに決定いたしました。

議 長

それでは次に移ります。

第150号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

譲渡人 角田市 字 [ ] [ ] [ ]

譲受人 [ ] [ ]

外7件より、頭書の規定による所有権移転及び使用貸借権設定の許可申請があったので許可、不許可の意見を決定するものとする。

事務局の説明をお願いいたします。

藤 卷 係 長  
議 長

(議案事項朗読説明)

はい。ありがとうございました。

現地確認をいただいております。1番、2番を事務局から、3番、4番を笹森裕市委員から、5番を小丸 等委員が欠席でございますので、事務局をお願いいたします。6番を遠藤信悦委員、7番を阿部 實委員、8番を星 政広委員をお願いいたします。

まず、1番、2番をお願いいたします。

藤 卷 係 長

はい。では1番です。11月20日の午後3時頃、佐藤次長と私で確認してきました。

場所は、[ ] から西へ直線距離にして50mぐらい離れた田になります。転用目的は、太陽光発電設備の敷地になります。

申請地は、日照との支障はありません。雨水は、地下浸透でありまして、草刈りについては、定期的を実施して周囲に迷惑をかけないようお話をしております。

なお、先月、近くの田で農地転用申請しておりますが、間に水路が入っております、敷地は隣接していないので、売電上の問題もないという話を受けております。特に周囲に与える影響はないと思います。

ご審議のほどをお願いいたします。

2番になります。

11月20日の午後3時半頃、佐藤次長と私で確認してきました。

場所は、[ ] の方から直線距離にして1mとか、近隣の畑になります。

転用目的は、従業員の駐車場の敷地となります。

[ ] から中を通して駐車場を整備する計画だそうです。

周囲に与える影響は特にないと思われまます。ご審議のほどをお願いいたします。

議 長

はい。ご苦労様でした。

それでは、3番、4番を笹森裕市委員からお願いいたします。

笹 森 裕 市  
委 員

はい。ご報告します。

3番です。

11月20日の11時過ぎに、加藤局長、藤卷係長、宍戸明美委員、遠

藤信悦委員、それから私と株式会社ES-MIRAIの方と現地を確認しました。

場所は、[ ]から[ ]に約500m進んだところを西に向かい約300m行ったところになります。

近隣の方によると住民説明会の方もきちんとなされているような話でした。

防草シートを敷くということ。また、周囲の所有者が同じということだったので、問題はないのかなと見てきました。

4番です。

同日に、加藤局長、藤巻係長、宍戸明美委員、遠藤信悦委員、それから私と[ ]の方と現地を確認しました。

場所は、[ ]から西へ約600m行ったところの田になります。防草シートを敷く予定はあるんですが、設置と同時にはシートを敷けないってようなお話でしたが、必ずやるってようなお話はいただいています。北西角のところから資材の搬入をする計画らしいんですが、支障をきたすようなことがないように注意するようにということの話もしました。

問題はないかと思います。

以上です。

議 長

はい。ご苦労様でした。

それでは、5番を事務局からお願いいたします。

藤巻係長

はい。こちらは、小丸 等委員に代わってご説明します。

11月20日の午前10時頃に宍戸明美委員、遠藤信悦委員、小丸 等委員、加藤局長、私で確認しました。

場所は、[ ]から西へ約200m離れた畑になります。

転用目的は、住宅建築の用地ということになります。

周囲に与える影響はないものと思われまので、特に問題がないものと思われま。

以上になります。

議 長

はい。ご苦労さまでした。

それでは6番を遠藤信悦委員にお願いいたします。

遠藤信悦委員

はい。6番の案件についてご説明します。

確認日は、11月20日の午前9時頃に行いました。全体調査委員の宍戸明美委員と私、事務局から加藤局長、藤巻係長、笠松英明農地利用最適化推進委員、[ ]から1名で現地の方を調査してきました。

現地になりますけども、角田方面から[ ]を渡り、下ったところを左に行ってすぐのところになります。

[ ]の方では住民説明会を行っているということでしたが、事前に生活環境課の方に確認したところ、住民説明会は、1名のみ参加ということで、腑に落ちないん感じを抱いております。

■■■■■の方に再度聞いたところ、住民説明会は1、2名と書いていました。1名だったのではないかという話をしたんですが、その辺はうやむやにされました。

住民説明会の案内状は、どこに出したんですかということで聞いたところ、空き家を指差したため、そこは空き家ですよって言ったんですが、そこも、うやむやなり、エビデンスが取れていないような状況でございます。

太陽光発電敷地の敷地については、雨水は自然浸透で、問題ないような場所となっておりますが、角田市の条例については、見直しをしていただきたいという中身でございました。

以上です。

議 長

はい。ご苦労さまでした。

藤 卷 係 長

事務局から、何か付け加えることはありませんか。

条例の見直しについては、いろいろと皆様のご意見を頂戴して生活環境課の方に申し入れをしたいと思います。

議 長

はい。それでは、7番を阿部 實委員からお願いいたします。

阿 部 委 員

はい。7番について、説明いたします。

確認日時は、11月20日の午前10時頃、加藤局長、藤巻係長、全体調査委員の宍戸明美委員、遠藤信悦委員、そして私と渡邊菊男農地利用最適化推進委員の6人で見てまいりました。

■■■■■から北方面に約200m行ったところの畑になります。他に農地もないので、迷惑をかけないと思いますので、皆様のご判断をお願いしたいと思います。なお、地元説明会には、区長さんだけ来たそうです。

議 長

はい。ご苦労さまでした。

星 政 広 委 員

それでは、8番を星 政広委員からお願いいたします。

調査日は、11月20日の午前10時20分から、全体調査委員の宍戸明美委員、遠藤信悦委員、事務局から加藤局長、藤巻係長、馬場紀夫農地利用最適化推進委員、私と■■■■■から1名の計7名で行いました。

現地は、■■■■■から南へ約300m行ったところ です。

現地は、畑です。

梅の木が10本くらいありますが、それは、伐採、伐根することです。住民説明会については、開催したということですが、地元の人は殆ど来ていないということでしたが、■■■■■から、通勤時間帯に■■■■■方面からの車が結構通るので、工事の時間帯を配慮してほしいという要望があったため、工事の開始時間を9時に遅らせるということで、また、退社時間までには、工事を終わらせるということでした。

排水ですが、雨水は自然浸透ということで、草刈りの方については、防草シートを敷くという対応をしていくという話でした。高台

にあるんで、反射光の問題もないし、特に問題ないと思いましたが、皆さんの審議をお願いします。

議長

以上です。

はい。ご苦労様でした。

現地確認の報告は終わりました。

質問ございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、お諮りいたします。

許可相当の意見を付して、宮城県知事に提出することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

はい。異議なしということで、第150号議案について、許可相当の意見を付して、宮城県知事に提出することに決定いたしました。

ただいま何人かから出てきたようにですね。

太陽光発電設備の設置に関して、説明会の開催ということで、何か曖昧なところが大分あるようです。

生活環境課と、もうちょっと意思疎通を図りながらちょっと話をしたいと思います。何か1名でも説明会をしたということにしているようですし、何か曖昧な部分っていうのがあるように報告を受けて感じましたので、その辺ちょっとお話をしたいと思いますので皆さんからも何か気づいた点があれば、お話をしていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

議長

次に移ります。

続きまして、第151号議案「非農地証明願いについて」を議題といたします。

願出人

外3件より、非農地証明願いの提出があったので、その適否を決定するものとする。

事務局の説明をお願いいたします。

藤巻係長

(議案事項朗読説明)

議長

現地確認をいただいております。

1番、2番を遠藤信悦委員、3番を阿部 實委員、4番を宍戸明美委員からお願いいたします。

それでは、1番、2番をお願いします。

遠藤信悦委員

はい。では1番、2番について説明させていただきます。

確認日は、11月20日の午前9時20分頃から、全体調査委員の宍戸明美委員と私、笠松英明農地利用最適化推進委員、事務局から加藤局長と藤巻係長でしております。

場所は、角田側から来て[ ]を渡り、右側に約1km行った土地になります。

2番の土地には、倉庫が建っておりまして、非農地扱いでよろし

いんじゃないかというふうに思われます。

1 番については、昭和47年頃から耕作しておらず、宅地として使われているような状況でございます。

以上になります。

議 長

はい。ご苦労さまでした。

続きまして、3 番を阿部 實委員にお願いいたします。

阿 部 實  
委 員

11月20日の9時40分頃、全体調査委員の宍戸明美委員、遠藤信悦委員、加藤事務局長、藤巻係長、私と渡邊菊男農地利用最適化推進委員、そして[ ]と7人で見てまいりました。

場所は、採石場の下になります。

20年以上、[ ]で道路として使っていますので、何も問題ないといけないと思いますので、皆様のご判断をお願いいたします。

議 長

はい。ご苦労さまでした。

それでは、4 番を宍戸明美委員からお願いいたします。

宍 戸 明 美  
委 員

4 番の案件について、報告します。

11月20日に加藤局長、藤巻係長、全体調査委員の遠藤信悦委員と私、馬場紀夫農地利用最適化推進委員が確認してきました。

先ほど3 条申請の方で今野林一郎農地利用最適化推進委員から説明があった14番の土地の斜め向かい側の場所です。

もう山林化しているので問題ないと思って見てまいりました。

ご審議につきよろしく申し上げます。

議 長

はい。ご苦労様でした。

現地確認の報告が終わりました。

質疑に入ります。ご質問ございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、お諮りいたします。

適当と決定することで、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしということで、第151号議案について、適当と決定いたしました。

議 長

次に移ります。第152号議案 農用地利用集積等促進計画(案)について を議題といたします。

利用権の設定をする者

角田市 [ ] 字 [ ] [ ]

利用権の設定を受ける者

角田市 [ ] 字 [ ] [ ]

外14件に係る農用地利用集積等促進計画について、令和7年11月19日付けで角田市長より農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を求められたので、適否を回答するものとする。事務局の説明をお願いします。

齋藤 主査  
議 長

(議案事項朗読説明)

説明は終わりました。

質問ございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、お諮りいたします。

適当と決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

はい。異議なしということで、第152号議案については、適当と決定いたしました。

議 長

第153号議案 角田農業振興地域整備計画の変更について を議題といたします。

令和7年11月6日付け、角農第946号をもって角田市長より農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第1項の規定に基づく角田農業振興地域整備計画の変更について、同法律施行規則第3条の2の規定により別紙のとおり農業委員会の意見を求められたので、その適否を答申するものとする。

事務局の説明をお願いします。

藤巻 係長  
議 長

(議案事項朗読説明)

説明は終わりました。

質問ございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、お諮りいたします。

適当と答申することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

はい。異議なしということで、第153号議案については、適当と決定し市長あて答申をいたします。

議 長

以上をもちまして、上程されました議案は全て終わりました。

その他に入ります。

事務局からお願いいたします。

佐藤 次長  
加藤 局長  
遠藤 信悦  
親睦会会長  
藤巻 係長

(農業者年金の加入推進についての説明)

(市長との農政懇談会の議題について説明)

(農業委員会親睦会の研修旅行、忘年会、新年会について説明)

議 長

(太陽光発電設備の住民説明会に対する今後の対応について、中間管理機構についての今後の対応について、農業者年金の加入資格についての補足説明)

はい。ありがとうございました。

皆さんの方から何かありませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、それでは、総会の一切を終了したいと思います。

阿部實職務  
代 理 者

閉会の挨拶を、阿部 實職務代理人からお願いします。  
(職務代理人あいさつ)

午後3時45分終了

角田市農業委員会会議規則第30条第3項に規定に基づき、ここに署名する。

令和7年11月25日

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_